

改正 令和5年3月27日 規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、群馬県市町村会館管理組合情報公開条例（平成17年群馬県市町村会館管理組合条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(開示請求書)

第3条 条例第6条第1項の開示請求書は、公文書開示請求書（別記様式第1号）とする。

2 条例第6条第1項第3号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 求める開示の実施の方法
- (2) 管理者が保有している公文書の開示を必要とする理由
- (3) その他管理者が必要と認める事項

(公文書開示決定通知書等)

第4条 条例第11条第1項及び第2項の規定による書面の通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

- (1) 公文書の全部を開示するとき 公文書開示決定通知書（別記様式第2号）
- (2) 公文書の一部を開示するとき 公文書部分開示決定通知書（別記様式第3号）
- (3) 公文書の全部を開示しないとき 公文書不開示決定通知書（別記様式第4号）

(決定期間延長通知書等)

第5条 条例第12条第2項の規定による通知は、決定期間延長通知書（別記様式第5号）によるものとする。

2 条例第13条の規定による通知は、決定期間特例延長通知書（別記様式第6号）によるものとする。

(事案の移送通知書)

第6条 条例第15条第1項の規定による通知は、公文書開示請求事案移送通知書（別記様式第7号）によるものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等に関する手続)

第7条 条例第16条第1項及び第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第16条第1項及び第2項の規定による通知は、公文書の開示に係る意見照会書（別記様式第8号）によるものとする。

3 条例第16条第1項及び第2項の意見書は、公文書の開示に係る意見書（別記様式第9号）とする。

4 条例第16条第3項（条例第22条において準用する場合を含む。）の規定による通知は、公文書を開示決定した旨の通知書（別記様式第10号）によるものとする。

(文書等の写しの交付方法)

第8条 条例第17条第1項の規定による文書又は図画（以下「文書等」という。）の写しの交付は、次に掲げる方法により行うものとする。ただし、第3号に掲げる方法については、その保有する処理装置により、容易に当該保有個人情報の開示を実施することができる場合に限る。

- (1) 当該文書等を乾式の複写機により日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に白黒で複写したものの交付
- (2) 当該文書等を乾式の複写機によりA3判以下の大きさの用紙にカラー（白黒以外の単色を含む。以下同じ。）で複写したものの交付
- (3) 当該文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付

(電磁的記録の公開の方法)

第9条 条例第17条第1項の実施機関が定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれの同表の右欄に定める方法によるものとする。ただし、電磁的記録媒体への複写については、その保有する処理装置により、容易に当該文書等の開示を実施することができる場合に限る。

電磁的記録の種類	開示の実施の方法
1 録音ディスク	専用機器により再生したものの聴取
	光ディスクに複写したものの交付
2 ビデオディスク	専用機器により再生したものの視聴
	光ディスクに複写したものの交付
3 1及び2に掲げるものの以外の電磁的記録	A3判以下の大きさの用紙に出力したもの又はその写しの閲覧又は交付
	専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴
	光ディスクに複写したものの交付（当該方法による開示の実施をすることができない特性を有するものを除く。）

(公文書の閲覧の方法等)

第10条 公文書の閲覧又は視聴は、管理者が指定する日時及び場所において行うものとする。

- 2 管理者は、公文書の閲覧又は視聴しようとする者が、当該公文書を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれがあるときは、閲覧若しくは視聴を中止させ、又は禁止することができる。

(写しの交付部数)

第11条 公文書の開示を行う場合において、公文書の写しを交付するときの交付部数は、当該開示請求に係る公文書一件につき一部とする。

(写しの作成及び送付に要する費用)

第12条 条例第19条に規定する費用の額は、別表のとおりとする。

- 2 前項の費用は、前納とする。

(審査会に諮問した旨の通知)

第13条 条例第21条の規定による通知は、群馬県市町村会館管理組合公文書開示審査会諮問通知書（別記様式第11号）によるものとする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月27日）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第12条関係）

区 分		費用の額
1 乾式の複写機による写しの交付（A3判以下の大きさに限り、5の項に該当する場合を除く。）		白黒複写 1 枚につき 10円
		カラー複写 1 枚につき 50円
2 用紙に出力したものの交付（A3判以下の大きさに限り、5の項に該当する場合を除く。）		白黒出力 1 枚につき 10円
		カラー出力 1 枚につき 50円
3 光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付（5の項に該当する場合を除く。）	文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録の複写の場合	1枚につき100円 に当該文書等1枚ごとに10円を加えた額
	その他の場合	1枚につき100円
4 光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付（5の項に該当する場合を除く。）	文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録の複写の場合	1枚につき120円 に当該文書等1枚ごとに10円を加えた額
	その他の場合	1枚につき120円
5 その他公文書の性質に応じて複写について特別な対応を必要とする場合における当該複写したものの聴取、視聴、閲覧又は交付		当該複写したものの作成に要する費用に相当する額

備考

- 1 用紙の両面を使用する場合は、片面を1枚として額を算定する。
- 2 写し等の送付を求める者は、送付に要する費用を負担するものとする。